

## 第一条 名称

即成院 永代祠堂と称す。

## 第二条 管理及び運営について

即成院（以下、当寺という）がこれにあたる。

## 第三条 永代祠堂の申し込みについて

- （1）当寺住職が承認し、当寺と仏縁を結ぶ方であれば申し込みできる。
- （2）申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上行う。
- （3）申し込み者（以下、施主という）は、本件の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。
- （4）申し込みは随時受け付ける。

## 第四条 永代祠堂の開始方法について

- （1）申し込み後、位牌の戒名・法名や裏書きなどの内容や過去帳の記入内容など、申し込み者（以下、施主という）と当寺の間で打ち合わせを行い取り決める。
- （2）永代祠堂料入金後、約1～3ヶ月で御位牌及び過去帳を完成させ、完成後の御位牌の変更は出来ないものとする。
- （3）御位牌は、施主の申し込み内容の当寺本堂内陣 本尊阿弥陀如来・二十五菩薩前永代祠堂専用場所に設置するものとする。
- （4）過去帳は、当寺専用保管場所に保管する。

## 第五条 法要について

- （1）御位牌及び過去帳完成時に法要を行う。但し、法要は施主と当寺の間で日時を決定し行うものとする。
- （2）永代祠堂に関する法要および儀式は当寺が当寺の作法および經典にて行う。
- （3）個別の年忌法要や回向は、当寺と施主の間で別途取り決める。

## 第六条 永代祠堂料及び聖域（区画・エリア）の種別について

- （1）永代祠堂料は当寺本堂内陣 本尊阿弥陀如来・二十五菩薩前永代祠堂専用場所 特別奉祀料【極】 三百五十万円／一牌 とし、施主は、申し込み時に一括納入する。
- （2）一旦納入された永代祠堂料は、理由の如何を問わず返還しない。

## 第七条 その他について

- （1）本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。
- （2）規約の定めなきものについては、当寺と施主双方による協議の上、取り決めるものとする。

以上

令和6年6月8日現在  
京都東山 即成院  
住職 平野雅章

## 永代祠堂申込書

即成院 殿

申込者 \_\_\_\_\_ 印

永代祠堂利用規定及び申込案内を承諾の上、下記のとおり申し込みいたします。

ふりがな		明・大・昭・平
氏名		年 月 日生 (西暦 年 月 日生)
現住所	〒	TEL
連絡先	氏名	続柄
紹介者又は知人	住所	TEL

永代祠堂料（永代祠堂料、御位牌・過去帳刻字料含む）

特別奉祀料【極】 350万円／一牌

※管理費(30年分一括) 含む

注、連絡先は申込時の責任者（施主名）をお書きください。

お問い合わせ 〒605-0977 京都市東山区泉涌寺山内町28  
宗教法人 即成院 TEL.075-561-3443 FAX.075-551-3580

尚、お振込は、下記の銀行口座へ宜しくお願い申し上げます。

三井住友銀行 京都支店 普通預金 0921662  
ソクジョウイン  
宗教法人 即成院 代表役員 平野雅章